

障害福祉サービス事業への参入について

障害福祉サービス課では、現在、障害福祉計画に基づき、多くの法人の方々に障害福祉サービス事業に参入していただくことで、必要なサービス量の確保に努めているところです。

特に、介護保険とはサービス内容に類似性があるうえ、平成30年4月には共生型サービスが創設されたことで、事業に参入しやすくなりましたので、介護保険事業者の皆様におかれましては、事業への参入について積極的な検討をお願いいたします。

1 両制度におけるサービスの種類（主なもの）

障害福祉サービスは、介護保険制度から提供されるサービスと類似性があります。

介護保険	障害福祉	障害福祉サービスの内容
居宅介護支援	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した方について、その方の抱える課題の解決やサービス利用に向けて、利用計画の作成を行います。
訪問介護	居宅介護 (※共生型サービス対象)	居宅で、調理・洗濯等の家事及び入浴・排せつ等の介護を行います。
	重度訪問介護 (※共生型サービス対象)	比較的長時間にわたり支援が必要な方に対して、居宅での入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動の支援などを総合的に行います。
通所介護	生活介護 (※共生型サービス対象)	施設等において、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
短期入所生活介護	短期入所 (※共生型サービス対象)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、施設等で、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。

(留意点)

- ※1 指定日は、申請受付日の翌々月の1日となります。(例：4/1 指定の場合、2/28 までに申請)申請に先立ち、ご相談を早めをお願いいたします。
- ※2 定款に事業を実施する旨の記載（「障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業」、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」など）が必要となります。
- ※3 千葉県HPに、指定・登録事業者に関する情報を掲載しています。

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shogaifukushi/shiteitouroku.html>

2 共生型サービス

障害福祉サービスにおける居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられ、介護保険サービスの指定を受けていれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けることができるようになりました。（H30.4.1施行）

基本報酬・加算については、障害福祉サービス等事業所として求められるサービスの質や専門性に応じて段階的に設定されます。

<対象となるサービス>

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護、重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重度心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	療養通所介護	⇔	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所に限る
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスを一体的に提供するサービス	(看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)	→	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童発達支援、放課後等デイサービス ※主として重症心身障害者（児）を通わせる事業所を除く
	・通い ・泊まり	→	短期入所

<留意事項>

共生型サービスの種類に応じて実施可能な介護保険サービスの事業は市条例で定められております。

例 共生型生活介護の事業を行うことができる介護保険サービス

(1) 指定通所介護事業者等

- ① 指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第99条第1項）
- ② 指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第59条の3第1項）

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等

- ① 指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第82条第1項）
- ② 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第191条第1項）
- ③ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項）

65歳以上の障害者の介護保険サービス利用者負担の軽減について

65歳以上の障害者の方が、介護保険サービスを利用するようになったときの利用者負担額について、一定の条件により、障害福祉制度から償還する仕組みが平成30年4月より設けられました。申請の受付先は、各区保健福祉センターとなります。

●各区保健福祉センター 高齢障害支援課 障害支援班
中央区：043-221-2152／花見川区：043-275-6462／稲毛区：043-284-6140
若葉区：043-233-8154／緑区：043-292-8150／美浜区：043-270-3154

1 対象者

以下の全ての要件を満たす方

- (1) 65歳に達する日前5年間にわたり介護保険相当障害福祉サービス（注）の支給決定を受けていたこと
- (2) 65歳に達する日の前日において、所得区分が市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当し、かつ、本制度申請時に、市町村民税非課税者又は「生活保護」に該当すること
- (3) 65歳に達する日の前日において障害支援（程度）区分が2以上であること
- (4) 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと

※ 平成30年4月1日以前に既に65歳に到達していた方であっても、上記要件を満たしていれば対象となります。

2 償還の対象

平成30年4月以降に提供された障害福祉相当介護保険サービス（注）に係る利用者負担分

(注)

介護保険相当 障害福祉サービス	障害福祉相当 介護保険サービス
居宅介護	訪問介護
重度訪問介護	通所介護
生活介護	短期入所生活介護
短期入所	地域密着型通所介護
	小規模多機能型居宅介護 (介護予防は含まれません)

喀痰吸引等研修費用の一部助成について

ヘルパーの方などが受講する喀痰吸引等研修のうち、**第3号研修**（特定の対象者の方に対して医療的ケアを行うための研修）に係る費用の一部を助成します。

特定の対象者の方が千葉市在住の障害者（児）であれば、介護保険事業所に勤務する方も助成の対象となります。

1 事業内容

(1) 助成対象費用

喀痰吸引等研修（3号研修）を要する費用のうち、基本研修と実地研修のいずれか一方に係る費用（教科書代等の実費負担は除く）

(2) 助成金額

助成対象費用の半額と補助基準額を比べどちらか安い方を助成する。

[補助基準額]

基本研修 5,000 円（講義）

実地研修 2,500 円（看護師等の指導のもと本人に喀痰吸引等を実施）

2 助成対象

所属する職員等に、研修を受講、修了させ、その後**千葉市在住の障害者等**に対し喀痰吸引等を行わせることを予定している事業所（①公立の事業所、②千葉市内の障害者支援施設以外の第一種社会福祉施設を除く）

※ 「事業所」として想定されるのは障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、幼稚園、学校、**介護保険サービス事業所**（障害者を対象とする場合のみ）等が想定される。

3 申請から支払いまでの流れ

①交付申請 → ②交付決定 → ③研修受講 → ④実績報告 → ⑤確定通知 → ⑥交付請求 → ⑦支払い

※ 研修受講開始前かつ受講料支払い前に「①交付申請」が必要。

喀痰吸引等を行うためには、事業所として千葉県知事の登録及び認定証の交付が必要になります。

各種問合せ先 障害福祉サービス課

- 指導班（施設・居住系（障害児）事業者指定関係）

TEL：043-245-5227

- 施設支援班（施設・居住系（障害者）事業者指定関係）

TEL：043-245-5174

- 地域支援班（訪問・相談系事業者指定関係／喀痰吸引等研修支援事業）

TEL：043-245-5228

E-mail（共通）：shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp